

# もっと知りたい！ 町からのお知らせ

## More Higashiura News

### 個人事業税 第2期分の納税を お忘れなく！

第2期分納期限  
12月2日



第2期分の納付書は、第1期分と併せて8月中旬に県から送付しています。  
※詳細は問い合わせ先へ  
■ 関知多県税事務所  
課税第一課  
県民税・事業税グループ  
☎ 0569(89)8174

### 税に対する質問は こちらへ

#### ■ 半田税務署 電話相談窓口 電話相談センター

所得税、相続税、贈与税など国税に関する質問を受け付けています。

☎ 0569(21)3141

① 自動音声で案内しますので、「1」を押してください。

② 自動音声に従って、相談したい内容の番号を押してください。

#### ● 受付時間

午前8時30分～午後5時  
※土日・祝日、年末年始を除く

#### ■ 税務署での面接相談

電話での回答が困難な相談内容については、面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、事前予約が必要になりますので、半田税務署に電話で相談日時を予約してください。

#### ■ 国税庁ホームページ タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることが出来ます。



### 令和元年 青色決算・ 年末調整説明会

#### ■ 青色決算説明会

● とき 11月27日(水)

午後1時30分～3時30分

#### ● ところ

東海市立商工センター  
4階 大会議室

#### ■ 年末調整説明会

● とき 11月20日(水)

午後1時15分～3時5分

● ところ 大府市役所 地下多目的ホール

#### ■ 共通項目

● 申し込み 不要、直接会場へ

#### ● その他

駐車場の数には限りがありますので、自家用車での来場はご遠慮ください。

#### ■ 関半田税務署

☎ 0569(21)3141

#### ■ 関役場 税務課

内線113



広報ひがしうら  
「カタポケ」  
で配信中！

10言語対応

音声読み上げ

文字サイズ調整可



関 広報情報課 内線288

## 旧指定ごみ袋 (半透明青色)の 買戻し



4月1日からの家庭系可燃ごみ処理有料化の実施により、町指定ごみ袋が変更となりました。それに伴い、旧指定ごみ袋(半透明青色)

の買戻しを5月から実施してまいりましたが、11月末をもって終了します。ご希望される方は、お早めに環境課までお申し出ください。  
※旧指定ごみ袋は、資源ごみの「プラスチック製容器包装」および「布類」の排出時には、引き続きご利用いただけます。

- とき** 11月29日(金)まで
- ところ** 環境課
- 対象** 旧指定ごみ袋(半透明青色)で未使用のもの

※買戻しの対象は、1枚単位

●買戻しの価格	
ごみ袋の種類	買戻しの金額
45ℓ(大)	8円
30ℓ(中)	6円
20ℓ(小)	5円

☎環境課 内線283

## 住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書に旧姓(旧氏)併記

11月5日(火)から必要書類などをご持参のうえ、住民課窓口にてご申請ください。登録手数料は無料です。

- 必要書類**
- ①マイナンバーカードまた

はマイナンバー通知カード

- ②免許証などご本人確認書類(マイナンバーカードをお持ちの方は不要)
- ③戸籍謄本など(使用している旧姓が記載されている戸籍謄本などから現在の氏が記載されている戸籍に至るすべての戸籍謄本など)

### ●注意

現在の姓(氏)に旧姓(旧氏)を併記することとなるため、現在の姓(氏)もしくは

は旧姓(旧氏)どちらか一方のみを表示することはできません。

### ●その他

同日からLGBT(性的少数者)の方に配慮して、印鑑登録証明書の男女の項目を削除します。また、住民票記載事項証明書については、希望により性別の記載を省略できるようにになります。

☎住民課 内線157

## 東部知多温水プールの使用料改定のお知らせ

東部知多温水プールは施設大規模改修工事のため一時閉館をし、令和2年4月のオープンを目指しています。平成30年6月オープン以来30年近く使用料金を据え置きしてまいりましたが、このたび受益者負担の適正化を図るため近隣施設の状

況を鑑みて、使用料金を改定することとなりました。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ●改定時期

令和2年4月1日からただし、改正前に購入されました回数利用券については、令和2年9月30日までご利用できます。

☎東部知多衛生組合 温水プール係 (46)8855



### プール使用料の改定

区分	使用料		
	改定前	改定後	
個人	大人 1回につき	300円	400円
	大人 11回につき	3,000円	4,000円
	小人 1回につき	100円	120円
	小人 11回につき	1,000円	1,200円
	幼児2人目から1回につき	100円	無料
団体(20人以上)	大人 1回につき	260円	340円
	小人 1回につき	80円	100円

### 会議室使用料の改定

改定前(1時間につき)	改定後(1時間につき)
大会議室 200円	多目的室 400円
小会議室 100円	

11月9日～15日  
秋の火災予防運動



2019年度

全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね！で  
確認 火の用心」

空気が乾燥して火災が発生しやす  
い季節になりました。尊い命、大切な財産を

野焼きは法律で  
禁止されています

野焼きは、煙や二オイが周辺住民の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類な

守るため、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防ぎましょう！

■住宅防火

いのちを守る7つのポイント

- ① 寝たばこは、絶対やめる
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ④ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ⑤ 寝具、衣類およびカーテ

どの有害物質が発生することがあるため、法律で禁止されています。

●農業を営むための野焼き

焼き畑・畔あぜの草・果樹などのせん定枝など農業を営むためにやむを得ない野焼きについては、例外として認められています。ただし、周辺住民の方からの苦情があれば指導の対象となります。野焼きを行う場合は次

ンからの火災を防ぐために、防災品を使用する

⑥ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する

⑦ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる  
※少しの油断から火災は発生します。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

■住宅用火災警報器

火災の発生にすばやく反応し、大きな音や音声で居住者に火災を知らせること

の①～⑤の内容を考慮して実施してください。

① 焼却時間が短時間(30分程度)で終わる程度の少量にとどめる。

② 風向きや強さ、時間帯(洗濯物を干していない時間帯などを考慮する)。

③ 焼却する雑草などが濡れていると煙が多く発生するため、よく乾かしてから焼却を行う。

ができます。きちんと作動するように、定期的に作動確認をしましょう。まだ設置がお済みでない方は早急に設置しましょう。

●作動確認方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

●機器本体の寿命に注意

住宅用火災警報器の本体は10年を目安に交換をおすすめします。

☎ 知多中部広域事務組合

消防本部 予防課  
0569(21)1491

④ 焼却する前に周辺住民に連絡するなど、理解を得て迷惑にならないように配慮する。

⑤ 住宅の近くでは焼却しない。

※農業を営むためであってもビニール類、プラスチック類、ゴム類の野焼きは禁止されています。

☎ 環境課 内線282



みまもりねっと

登録はこちらから

東浦町行方不明高齢者等搜索メール配信システム

サポーター募集



認知症の方が行方不明のときに地域の皆さんの協力を得て、早期に発見することで事故を未然に防ぐ取り組みです。

☎ ふくし課 内線126

## 11月は 虐待防止推進月間

虐待は、児童に限らず、高齢者や障がい者にとっても社会全体で解決すべき重要な課題です。そのためには、皆さまの理解を深めていくことが大切です。

●「もしかしらう…」と思ったら迷わず相談窓口へ  
相談した方の個人情報を守られます。虐待の事実などがないとわかってても、責任を問われることはありません。

●相談窓口  
受付時間 月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分

※緊急時は時間外でも受け付けています。「虐待かも…」、「このままでは虐待になってしまおう…」と思ったたら迷わず連絡を!

●子どもに関する事  
児童課 内線144

### 知ろう・気づこう「虐待の種類とサイン」

どんなことが虐待?	虐待のサインは?
<b>身体的虐待</b> ・体に傷や痛みを負わせる暴行を加える ・正当な理由なく身動きが取れない状態にする ・赤ちゃんを激しく揺さぶる など	・体や顔に不自然なあざや傷がみられる ・急におびえたり、怖がったり、子どもは親や大人の顔色をうかがう など
<b>放棄・放任</b> ・家に閉じ込める、食事を与えない ・重大な病気になっても病院に連れて行かない、必要なサービスを受けさせない ・不潔な環境で生活させる など	・体から悪臭がする、衣服が不潔 ・ひどく空腹を訴え、栄養失調、子どもの場合は発育の遅れがみられる ・子どもだけで夜遅くまで遊んだり、家に帰りたがらない など
<b>心理的虐待</b> ・大きな声で怒鳴る、ののしる、無視 ・兄弟間での差別扱い ・子どもの前での夫婦げんか など	・おびえる、なく、叫ぶ ・自分で自分を傷つける行為をする ・情緒不安定、表情が乏しい など
<b>性的虐待</b> ・わいせつな行為を行う、させる、見せる など	・人目を避け、部屋に一人でいたがる ・人に相談するのをためらう ・子どもが誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い など
<b>経済的虐待</b> ・本人のお金を無断で使う など	・お金を使っている様子がみられない ・生活費などの支払いができていない など

●高齢者に関する事  
・高齢者相談支援センター  
(包括支援センター)  
☎(82)2941


・ふくし課 内線126  
●障がい者に関する事  
障がい支援課  
内線162

## 「女性の人権 ホットライン」 強化週間

まず、気軽に相談してください。  
●相談専用電話  
☎0570(070)810  
●とき  
・11月18日(月)～22日(金)  
午前8時30分～午後7時  
・11月23日(土)・祝、24日(日)  
午前10時～午後5時  
※通常相談は、平日午前8時30分～午後5時15分

夫やパートナーからの暴力、職場などにおけるセクハラ、ストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題を解決するため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。平日は相談受付時間を延長し、土日にも相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩

●相談担当者 法務局職員、人権擁護委員  
●実施機関 名古屋法務局、県人権擁護委員連合会  
名古屋法務局 人権擁護部  
☎052(952)8111



**じんけん相談 @名古屋法務局**

●実施日時  
令和2年3月31日(火)まで  
午前8時30分  
～午後5時15分  
(土日祝除く)

●LINE公式アカウント  
「SNS人権相談」を友達登録

SNS人権相談  
@snsjinkensoudan

